

平成 25 年 1 月 15 日

法制審民法（債権関係）部会 事務局 御中

金融庁総務企画局企画課調査室長

佐 藤 則 夫

書面による意見陳述 第 66 回法制審民法（債権関係）部会

■ 個人保証の制限について（部会資料 55、第 2、6（1））

二読会においても、「経営には関与していないが、自ら連帯保証の申し出を行った者」等について、実務上、個人保証のニーズが現にある旨の発言をさせていただいております。この点は、当庁及び中小企業庁の公表している監督指針において「事業の協力者や支援者」を個人保証の例外として許容していることにも表されているところと考えております。

この点、たたき台の本文における「[いわゆる経営者]であるものを除き」という記載ぶり、及び概要における「除外すべき『経営者』をどのように定義するか等」という記載ぶりからは、前述の「事業の協力者や支援者」等が、許容される例外として引続き検討する場合の対象に含まれるか否かが明確ではないようにも思料されます。かかる懸念は、個人保証が原則禁止される形態として、貸金等根保証に限定せず、事業者を債務者とする場合の個人保証をも含むという提案の場合にはより当てはまるものと考えております。

したがって、例えば、たたき台本文の書きぶりを「[いわゆる経営者等]であるものを除き」と修正し、概要においても、「実務において事業の協力者や支援者も保証人となるニーズがある等の実務上のニーズも踏まえて、除外すべき「経営者等」をどのように定義するか等について、更に検討を進める必要がある。」等に修正することもご検討いただければと存じます。

以上